

平成17年度

「テーマ設定技術募集方式(推奨技術選定)」  
応募要領

平成17年5月

国 土 交 通 省  
大 臣 官 房 技 術 調 査 課  
大 臣 官 房 公 共 事 業 調 査 室

## 1. 公募の目的

公共事業に関連した民間等による技術の開発は、公共工事の品質の確保や安全で安心な暮らしの実現、良好な環境づくり、快適で生活コストの安い暮らしの実現において、大きな役割を担っている。

民間等の分野における技術開発が促進され、優れた技術を生み出すためには、有用な新技術を公共工事等に積極的かつ円滑に導入していくことが重要である。

このようなことから、国土交通省では、平成13年度より「公共工事における技術活用システム」を運用し、有用な新技術の活用促進を図っている。

さらに本年度から、新技術の開発が促進され、良い技術が育成し、社会に還元されるスパイラルの確立を目指し再編・強化した、「公共工事等における技術活用システム（評価試行方式、テーマ設定技術募集方式（フィールド提供、推奨技術選定）」）を試行的に運用する。このなかのテーマ設定技術募集方式（推奨技術選定）では、産学官の有識者等による新技術活用評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、社会ニーズ・施策ニーズ等に基づく技術テーマを設定し、技術の公募・評価を行い、画期的な技術を推奨技術として積極的に公表する。

また、選定された技術については、適用可能な直轄工事等での活用に務め、技術の普及を図ることとする。

## 2. 公募技術

### (1) 公募対象技術

公募対象技術は、以下の社会・施策ニーズのテーマに該当する技術を対象とする。

- 1) 防災・安全に関するテーマ
  - ・公共構造物の防災
  - ・災害検知
  - ・災害復旧
  - ・事故・テロ対策
- 2) 基盤再生・革新に関するテーマ
  - ・ストック診断
  - ・環境低負荷型解体
  - ・長寿命化技術
  - ・ストックの維持・管理
- 3) 環境に関するテーマ
  - ・資源の循環・有効活用
  - ・省エネルギー
  - ・水・物質循環の健全化
  - ・都市環境改善
  - ・自然創出
  - ・景観
- 4) その他のテーマ
  - ・コスト縮減・省力化
  - ・その他、公共工事等における画期的な技術

平成14年度から継続して募集していた長期的テーマについては以下のテーマで応募すること。

- ・公共事業の画期的なコスト縮減につながる新しい計画、設計から材料、施工法に至る各分野の技術

（公共事業の現状コストを画期的（当該技術を開発するにあたり比較対象とした現在一般的に用いられている従来技術に対して20%以上）に縮減可能な技術を対象とする。）

→4) その他のテーマ 「コスト縮減・省力化」

- ・自然創出に関する画期的な技術  
 (開発に伴って失われる自然生態系を保全・再生する技術として、豊かな自然環境の保全・再生を行う、画期的であり施工後の効果が計測可能な技術を対象とする。(例えば、「現地における自然再生技術」、「自然再生計画の手法」等) )  
 →3) 環境に関するテーマ 「自然創出」
- ・その他、建設分野における画期的な技術  
 (上記①、②に該当しないが公共事業を遂行(計画、設計、施工、処分等)する上で画期的な技術を対象とする。)  
 →4) その他のテーマ 「その他、公共工事等における画期的な技術」

(2) 「公共工事等における技術活用システム(評価試行方式)」申請技術との扱い

応募技術に関しては、既に(評価試行方式)として登録したものを(推奨技術選定)として申請することが出来るものとする。また、今回の(推奨技術選定)申請にあたり、(評価試行方式)を同時申請することも出来るものとする。

(3) 応募技術の条件等

応募技術に関しては、“(1)公募対象技術”で示した条件とともに、以下の条件を全て満たすこと。

- 1) 技術開発が完了し、かつ応募段階で国土交通省の直轄工事等に活用することが可能な技術であること。
- 2) 選定及び事業実施の過程において、選定に係わる者(評価委員会、事務局等)及び事業の遂行に係わる者(地方整備局、事務所)に対して、応募技術の内容を開示することについて問題がないこと。
- 3) 応募技術を事業に活用する上で、関係する法令に適合していること。
- 4) 選定された技術について技術内容等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。
- 5) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。
- 6) 同一のテーマにおいては、過去においてテーマ設定技術募集方式(平成13～16年度のテーマ設定技術募集システムを含む)に応募した技術は原則として応募することはできない。ただし、過去の応募以降に、技術内容等が変更・改良されたもので、本年の公募対象技術・応募技術の条件に適合するものについては、再応募することができる。(再応募の場合、応募資料にその変更・改良内容を記載すること。)
- 7) 受付審査後に技術情報を「新技術情報システム」(以下、NETISという。)上に公表する(「公共工事等における技術活用システムにおける評価試行方式」として登録済の場合は除く)と共に、選定後は推奨技術としてNETIS上に公表すること。また、評価試行方式の応募技術として同時申請を行った場合は、評価試行方式による申請技術の取り扱いに基づき、評価結果等はNETIS上に公表すること。

### 3. 応募資格等

(1) 応募者

- 1) 応募者は、応募技術の開発を中心となって実施し、かつ事業を実施又は製品を製造・納入する上で必要な権利及び能力を有する「個人」及び「民間法人」とする。  
 なお、行政機関<sup>(\*)</sup>、特殊法人(株式会社を除く)及び公益法人(以下、「行政機関等」という。)については、新技術を率先して開発、活用又は普及する立場にあり選定された技術を各地方整備局の事業で活用を図る場合の実施者(請負者)になり難いことから、下記の「共同開発者」としてのみ対象とし、自ら応募者とはならない。

<sup>(\*)</sup>「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を

指す。

2) 上記1)の条件を満たすものが複数存在する場合は、応募者が複数になっても差し支えない。

3) 応募者は、各地方整備局における「有資格者」(\*)である必要はないが、選定された技術の活用にあたっては、「有資格者」の認定が必要となる場合がある。

(\*)「有資格者」とは、国土交通省が一般競争(指名競争を含む)に参加するものに対して、必要な審査を行い、参加資格があると認定した者を指す。

4) 応募技術の選定結果は、応募者に通知するものとする。

#### (2) 共同開発者

1) 申請する共同開発者は、応募技術の開発に関し、応募者とはならないまでも参画を行った「個人」や「民間法人」、多寡に係わらず参画を行った「行政機関等」とする。

2) 申請する共同開発者には選定結果の通知は行わないが、応募技術が選定された際には共同開発者としてNETIS上で公表される。

## 4. 応募方法

### (1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添の「応募資料作成要領」に基づき作成する。

NETIS(評価試行方式)に未登録の技術については、各地方整備局の技術事務所、港湾空港技術調査事務所又は北海道開発局防災・技術センターの受付窓口へ前もって予約してから応募資料を持参して提出するものとする。(技術内容や書類作成の詳細等についてヒアリングを行う。)

NETIS(評価試行方式)に登録済の技術については、国土交通省本省への郵送(下記郵送先への書留郵便に限る。持参又は電送によるものは受け取らない。)にて提出するものとする。

### (2) テーマ設定技術募集方式の問い合わせ先

・国土交通省大臣官房技術調査課内

新技術活用評価委員会事務局(大木、本間)

(代表) TEL 03-5253-8111 (内線 22345、22348)

### (3) 受付窓口

- ・北海道開発局 事業振興部 防災・技術センター 技術課  
〒062-8511 北海道札幌市豊平区月寒東2条8丁目3番1号  
011-851-4270 (内線 311)
- ・東北地方整備局 東北技術事務所 技術情報課  
〒985-0842 宮城県多賀城市桜木3-6-1  
022-365-8211 (内線 412 )  
仙台港湾空港技術調査事務所 技術開発課  
〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡5-1-35  
022-791-2113 (内線 35)
- ・関東地方整備局 関東技術事務所 技術情報課  
〒270-2218 千葉県松戸市五香西6-12-1  
047-389-5127 (内線 346)  
横浜港湾空港技術調査事務所 技術開発課 技術開発第二係  
〒221-0053 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4  
045-461-3895 (内線 6025)

- ・北陸地方整備局 北陸技術事務所 技術情報課  
 〒950-1101 新潟県西蒲原郡黒埼町大字山田字堤付 2310-5  
 025-231-1281 (内線 342)  
 新潟港湾空港技術調査事務所 技術開発課  
 〒951-8011 新潟県新潟市入船町 4-3778  
 025-223-2017 (内線 423)
- ・中部地方整備局 中部技術事務所 技術情報課  
 〒461-0043 愛知県名古屋市東区大幸南 1-1-15  
 052-723-5701 (内線 342)  
 名古屋港湾空港技術調査事務所 技術開発課  
 〒457-0833 愛知県名古屋市南区東又兵衛町 1-57-2  
 052-612-9984 (内線 232)
- ・近畿地方整備局 近畿技術事務所 技術情報課  
 〒573-0166 大阪府枚方市山田池北町 11-1  
 072-856-1941 (内線 511)  
 神戸港湾空港技術調査事務所 調査課  
 〒651-0082 兵庫県神戸市中央区小野浜町 7-30  
 078-331-0058 (内線 35)
- ・中国地方整備局 中国技術事務所 技術情報課  
 〒736-0082 広島県広島市安芸区船越南 2-8-1  
 082-822-2340 (内線 342)  
 広島港湾空港技術調査事務所 技術開発課  
 〒730-0029 広島県広島市中区三川町 2-10  
 082-545-7018 (内線 41)
- ・四国地方整備局 四国技術事務所 技術課  
 〒761-0121 香川県木田郡牟礼町大字牟礼 1545  
 087-845-3135 (内線 312)  
 高松港湾空港技術調査事務所 技術開発課  
 〒760-0017 香川県高松市番町 1-6-1  
 087-811-5661 (内線 251)
- ・九州地方整備局 九州技術事務所 技術課  
 〒830-0002 福岡県久留米市高野 1-3-1  
 0942-32-8245 (内線 516)  
 下関港湾空港技術調査事務所 技術開発課  
 〒750-0066 山口県下関市東大和町 2-29-1  
 0832-68-1250 (内線 51)
- ・国土交通省大臣官房技術調査課内 (郵送のみ)  
 新技術活用評価委員会事務局 (大木、本間)  
 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

## 5. 公募期間

公募期間は、平成17年5月31日からとする。

## 6. 技術の選定に関する事項

(1) 技術の選定に関する基本的考え方

選定にあたっては、従来の技術基準やマニュアル類に代表される固定観念にとらわれない画期的な技術であり、それを活用することで“飛躍的な改善効果が期待できる”、“大規模な展開が期待できる(波及効果が大きい)”、“技術力に優れた企業が伸びる環境が構築される(競争的環境の構築)”、“国際貢献に資する”等の効果が期待できるものを基本として選定する。

また、従来技術に比べ、画期性が高く、課題（テーマ：社会、施策、現場のニーズ）及び公共の利益に対する効果が明確であるものを選定する。

#### (2) 技術の選定の視点

応募資料に基づき、以下の観点から総合的に技術の選定を行う。

- 1) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。
- 2) 公募テーマ及び公募条件に適合していること。
- 3) 応募技術の条件等に適合していること。
- 4) 技術の成立性が確認されていること。
- 5) 技術に創意性があること。
- 6) 従来技術に比べ、画期性が高いこと。
- 7) 活用の効果(経済性、工期、品質、安全性、施工性、環境保全等)が優れていること。
- 8) 地方整備局で発注される事業において活用が見込めること。

#### (3) 結果の通知・公表

応募者に対して、新技術活用評価委員会の審査終了後に選定結果を文書で通知する予定である。また、選定された技術は登録されている NETIS 上において、推奨技術として公表する。

なお、NETIS (評価試行方式)に未登録の技術については、評価試行方式申請時と同様に受付審査後に技術情報を NETIS 上において公表する。また、評価試行方式の応募技術として同時申請を行った場合は、評価試行方式に基づく申請技術の取り扱いに基づき、評価結果等は NETIS 上に公表する。

#### (4) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部又は一部を取り消すことがある。

- 1) 選定の通知を受けた者が、偽りその他不正の手段により選定を受けたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他 選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

## 7. 選定技術の活用等

国土交通省は、選定された新技術について、技術の普及及び適用可能な直轄工事等での活用に努めるものとする。

## 8. その他

- (1) 資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募された資料は、技術の選定以外に無断で使用することはない。
- (3) 応募された資料の差し替えは、原則認めない。
- (4) 応募された資料は返却しない。
- (5) 選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (6) 選定の過程において、応募技術の内容について応募者に説明を求める場合がある。
- (7) 選定された技術の活用にあたり、応募者には工事発注等でその技術に関する詳細な技術資料の提供を依頼する場合がある。
- (8) 問い合わせに関しては以下の通りとする

・問い合わせ：新技術活用評価委員会事務局

国土交通省 (代表) TEL 03-5253-8111

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

大臣官房技術調査課（大木、本間）（内線 22345、22348）

- ・ 期 間：平成17年5月31日から土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、10時00分から16時00分まで（12時00分から13時30分は除く）。

## 応募資料作成要領

## 1. 応募に必要な資料

応募にあたっては、以下の資料が必要となる。様式－1、様式－2、様式－3、様式－4は、評価試行方式の申請書類と同じものである。テーマ設定技術募集方式（推奨技術選定）の評価・選定に必要な基本的な書類となる他、NETIS 登録が必要となる。

様式－1、様式－2は、テーマ設定技術募集方式（推奨技術選定）用の資料である。「画期性」、「外国技術の導入状況」等の推奨技術選定の評価に必要な項目を記述するものである。

なお、様式－1、様式－2、様式－3、様式－4については、国土交通省のホームページ（<http://www.kangi.ktr.mlit.go.jp/kangi/index.html>）よりダウンロードすることができる。

① 「テーマ設定技術募集方式（推奨技術選定）」申請書（様式－1）

② テーマ設定技術募集方式（推奨技術選定）用様式（様式－2）

③ 「評価試行方式」申請書（様式－1）

（※ 評価試行方式の同時申請を希望しない場合においても、申請技術の

NETIS 登録を行うことから、「評価試行方式」申請書を作成するものとする。

なお、評価試行方式へ登録済みの場合は、登録時のコピーを提出するものとする。）

④ 技術概要説明資料（兼 NETIS 掲載情報）（様式－2）

⑤ 詳細説明資料（様式－3）

⑥ 比較表（様式－4）

⑦ 添付資料（任意）

⑧ 電子データ（様式－1、様式－2、様式－3、様式－4及び添付資料の電子ファイルを収めた3.5インチフロッピーディスクもしくはCD-R）・・・1式

⑨ 資料受領通知はがき（別記－1）・・・1枚（本省への郵送の場合のみ）

※提出資料は①、③、④、⑥はA4版、②、⑤はA3版とすること。（⑦添付資料の基本はA4版とすること。ただし、パンフレット等でA4版では不都合なものについては、A3版とすることができる。また、添付資料には通し番号を記入のこと。）

※様式－2は新技術情報入力システム（建設版）Ver 7. 410 以降をダウンロードし、データ入力されたアウトプットを出力し、電子データとして保存すること。

※1つの添付資料の枚数は、10枚を上限とする。それ以上の枚数になる場合は、その添付資料の内容を10枚以内に要約し、それを添付資料として提出すること。

※受付窓口及び事務局は選定にあたって新たに必要となった資料の提出等を応募者に求めることがある。

(1) 評価試行方式による NETIS への登録が完了している場合

- ・①②（各1部）のみ新規に作成し、③、④、⑤、⑥、⑦（評価試行方式申請時資料のコピーを各2部）と併せて、国土交通省大臣官房技術調査課の新技術活用評価委員会事務局宛に送付すること。

（※平成17年4月1日以前（評価試行方式実施前）に NETIS へ登録された技術については、③、④、⑤、⑥、⑦が必要となるため、以下の（2）または（3）に従うこと。）

(2) 評価試行方式との同時申請を希望しない場合

- ・①、②、③、④、⑤、⑥、⑦をまとめて1部とし、左上角をWクリップで留め、**正副2部**提出すること。
- ・③については、提出先の地方整備局名を記載し、「2. 希望するタイプ」は「Bタイプ」（NETIS への技術情報等の登録のみを希望）に○をつけるものとする。
- ・様式－1及び様式－1の押印は正のみでよく、副は正のコピーで構わない。

(3) 評価試行方式との同時申請を希望する場合

- ・①、②、③、④、⑤、⑥、⑦をまとめて1部とし、左上角をWクリップで留め、**正副2部**提出すること。
- ・様式一テ1及び様式一1の押印は正のみでよく、副は正のコピーで構わない。

## 2. 各資料の作成要領

(1) 「テーマ設定技術募集方式（推奨技術選定）」申請書（様式一テ1）…テーマ設定技術募集方式（推奨技術選定）申請書類

- 1) 応募者は、応募技術を中心となって開発した「個人」、「民間法人」とする。  
応募者が「個人」の場合は、所属先と役職並びに氏名を記入の上、本人の印を押印すること。また、応募者が「民間法人」である場合は、法人名とその法人代表者の役職並びに氏名を記入の上、法人印及び法人代表者の公印を押印すること。  
申請書のあて先は、国土交通省大臣官房 技術総括審議官とすること。
- 2) 1. 技術名称は、25字以内でその技術の内容及び特色が容易に理解できるものとし、商標等も記入すること。
- 3) 2. 応募技術が試行評価方式へ登録済の場合は、登録 No. を記入すること。また、評価試行方式に未登録の場合は、同時申請の希望の有無について記入すること。
- 4) 3. 担当窓口（選定結果通知先）は、応募にあたっての事務窓口・連絡担当の方1名（応募者が複数の場合は、応募者毎に窓口となる担当者1名）を記入すること。

(2) テーマ設定技術募集方式（推奨技術選定）用様式（様式一テ2）

…テーマ設定技術募集方式申請書類

テーマ設定技術募集方式（推奨技術選定）用の資料を作成すること。

- 1) 技術名称  
技術名称は様式一2で記載した技術名称をそのまま転載すること。
- 2) 副題  
副題は様式一2で記載した技術名称の副題をそのまま転載すること。
- 3) テーマ  
応募要領2.(1)で公募対象技術のテーマ名から、応募技術が最も該当するテーマを1つだけ記入すること。なお、本項で記入したテーマ名に当該技術は応募したものとみなす。
- 4) 技術概要  
要約（アブストラクト）は様式一2で記入した技術の概要をそのまま転載すること。概要本文に様式一2を再構成して、図・表等を用いてわかりやすく記入すること。
- 5) 比較対象とする従来技術  
様式一2に記入した従来技術を転載すること。
- 6) 新規性及び期待される効果（活用効果とアピールポイント）  
様式一2で記入した活用の効果とアピールポイントを転載すること。
- 7) 画期性  
応募技術が従来技術に対して、画期的な点をポイントとして箇条書きで簡潔に記入すること。また、それについての要約を200字以内で記入すること。特に追加説明（詳細）として図・表を含んだもので詳細に根拠付けを行うこと。
- 8) 過去におけるテーマ設定技術募集方式（平成13～16年度のテーマ設定技術募集システムを含む）の同一テーマに再応募する場合は、変更・改良内容を記載すること。
- 9) 画期性の記述に対する妥当性の確認  
事務局等で記述するため、申請者の記入は不要とする。

- (3) 「評価試行方式」申請書(様式-1) (A4版1枚、裏面に実施規約が示されている) ……評価試行方式申請書類  
 (※評価試行方式との同時申請を希望しない場合も、NETISへの登録を行うため、提出が必要。)
- 1) 宛先は提出先の地方整備局を記載する(提出先が北海道開発局の場合は北海道開発局に○を付す)こととする。
  - 2) 1. 技術名称は、様式-1と同様とする。
  - 3) 2. 希望するタイプは、地方整備局で行っている評価試行方式(事前評価、事前評価結果に基づく新技術の試行、事後評価を希望する場合)を併せて申請する場合はAタイプに、それ以外(NETIS登録とテーマ設定技術募集システム(推奨技術選定)のみの申請)の場合にはBタイプに○をつけること。
  - 4) 3. 担当窓口(選定結果通知先)は、様式-1と同様とする。
- (4) 技術概要説明資料(様式-2) (A4版 任意枚数) ……評価試行方式申請書類
- 1) 技術名称及び副題  
 技術名称、副題は(様式-1)、(様式-1)と同一のこと。(技術名称は必須入力)
  - 2) 技術開発年  
 技術開発年、記入年月日を半角で入力すること。(技術開発年は必須入力)  
 情報提供の範囲について、希望する箇所にマークすること。
  - 3) 分類・区分  
 プルダウンから選択すること。分類・区分は新技術情報入力システムに添付しているエクセルファイルから選択すること。(分類1は必須入力)
  - 4) 技術概要  
 技術の概要を全角127文字以内で簡潔に記入すること。
  - 5) 概要  
 NETISに掲載する概要を  
 ①何について何をする技術なのか  
 ②従来はどのような技術で対応していたのか  
 ③公共工事のどこに適用できるのか  
 という観点から全角1000文字以内で記入すること。(概要は必須入力)  
 写真、図データはGIFあるいはJPEG形式の画像ファイルとし横幅600ピクセル以内とし大きさは185kバイト以内とすること。
  - 6) 活用の効果  
 比較対象となる従来技術名を記入すること。(従来技術名は必須入力)  
 未記入の場合、本項目の入力はできない。経済性及び工程は「活用の効果の根拠」にて、新技術及び従来技術の内訳を記入すること。算出された変化値により自動で選択される。技術のアピールポイント(課題解決への有効性)を全角127文字以内で簡潔に記入すること。
  - 7) 施工実績  
 応募技術のこれまでの活用実績件数とその内訳を記入すること。国土交通省、及び国土交通省以外の活用実績は、最新のものより20件までの表中の項目を明記すること。
  - 8) 第三者評価・表彰等  
 応募技術が過去に建設技術審査証明事業における審査証明書、又は民間開発建設技術の技術審査・証明事業認定規定(昭和62年建設省告示1451号)に基づく審査証明書、建設技術評価規定(昭和53年建設省告示976号)、又は港湾に係る民間技術の評価に関する規定(平成元年 運輸省告示第341号)に基づいた評価等を取得している場合は必要事項を明

記すること。

(5) 詳細説明資料(様式-3) (A3版1枚)・・・評価試行方式申請書類

1) 基本事項

技術の名称は様式-1及び様式-1と同一とすること。

既にNETISに登録している技術は、本年度から試行的に運用される評価試行方式に再申請となる。

申請先の地方整備局は、受付けを行う地方整備局を記入すること。

分類は様式-2に記入した分類と同一とすること。

使用可能な工事の種類は、国土交通省での直轄工事に該当する工事の種類・工種等を記入すること。

比較対象とする従来技術は、様式-2と同一とすること。選定理由は必ず記入すること。

その他の欄は、特に記載したい内容等あれば記入する。

2) 経済性

「従来技術のコスト」：「比較対象とする従来技術」に記載した技術のインシヤルコスト、ランニングコスト、トータルコストを記入すること。(その他に記載する内容があればその他に記入する。)

「従来技術引用元」：「従来技術のコスト」が記載されている引用元を具体的に記述すること。

「従来技術積算条件」：「従来技術のコスト」を算出したときの積算条件を具体的に記述すること。

「申請技術のコスト」：申請技術の各項目でのインシヤルコスト、ランニングコスト、トータルコストを記入すること。(その他に記載する内容があればその他に記入する。)

「申請技術積算条件」：「申請技術のコスト」を算出したときの積算条件を具体的に記述すること。

「申請技術の積算方法」：「申請技術のコスト」を算出したときの積算方法を具体的に記述すること。

「添付資料名・番号(根拠データ等)」：「申請技術のコスト」の根拠となる申請時添付資料の資料番号とその資料名およびページ番号を記入すること。

「従来技術との比較」：申請技術と従来技術を経済性の観点から比較して各項目の記述すること。

3) 安全性、耐久性、品質・出来形、施工性、周辺環境への影響

・「現行基準値等」：「使用可能な工事の種類」に応じた現行基準値等を記述すること。

・「基準等の引用元」：「現行基準値等」が記載されている引用元と、その数値が記載されている箇所まで具体的に記述すること。

・「数値採取条件」：「実証により確認した数値等」を採取したときの条件を記述すること。

・「実証により確認した数値等」：評価項目毎の申請技術の数値を記述すること。

・「現行基準との比較」：「実証により確認した数値等」を「現行基準値等」と比較した結果を記入すること。また、「現行基準値等」に採取条件があり、「数値採取条件」と異なる場合は、その比較結果も入力すること。

・「実証方法・機関」：「実証により確認した数値等」の実証方法と確認した機関名。

・「添付資料名・番号(根拠データ等)」：「確認した数値等」の根拠となる申請時添付資料の資料番号とその資料名およびページ番号を記入すること。

・「従来技術との比較」：技術開発者が想定している従来技術の数値等との比較内容を記入す

ること。

4) その他

申請技術に対して独自の技術指針・設計基準等、積算基準等、施工管理基準等の有無を記述すること。

(6) 比較表（様式－4）・・・評価試行方式申請書類

比較する技術はできるだけNETIS から選び、定量的に活用の効果を記述し横並びで比較すること。また、各項目での評価の欄は◎、○、△、×の印を用いて、優劣の状況を記述すること。

1) 工法概要

工法概要を簡潔に記入すること。

2) 概略図

技術の特徴がわかる写真、図面等を添付すること。

3) 経済性

コスト増減の効果及びその根拠を確認すること。

4) 工程・工期

工程の簡略化、工期短縮の効果及びその根拠を確認すること。

5) 品質

品質に係わる効果（品質の向上、管理頻度及び管理項目等の減少）及びその根拠を確認すること。

6) 出来形

出来形に係わる効果（出来形の向上、管理頻度及び管理項目等の減少）及びその根拠を確認すること。

7) 現場条件

施工・適用現場の作業条件に係る適用条件、適用範囲を確認すること。

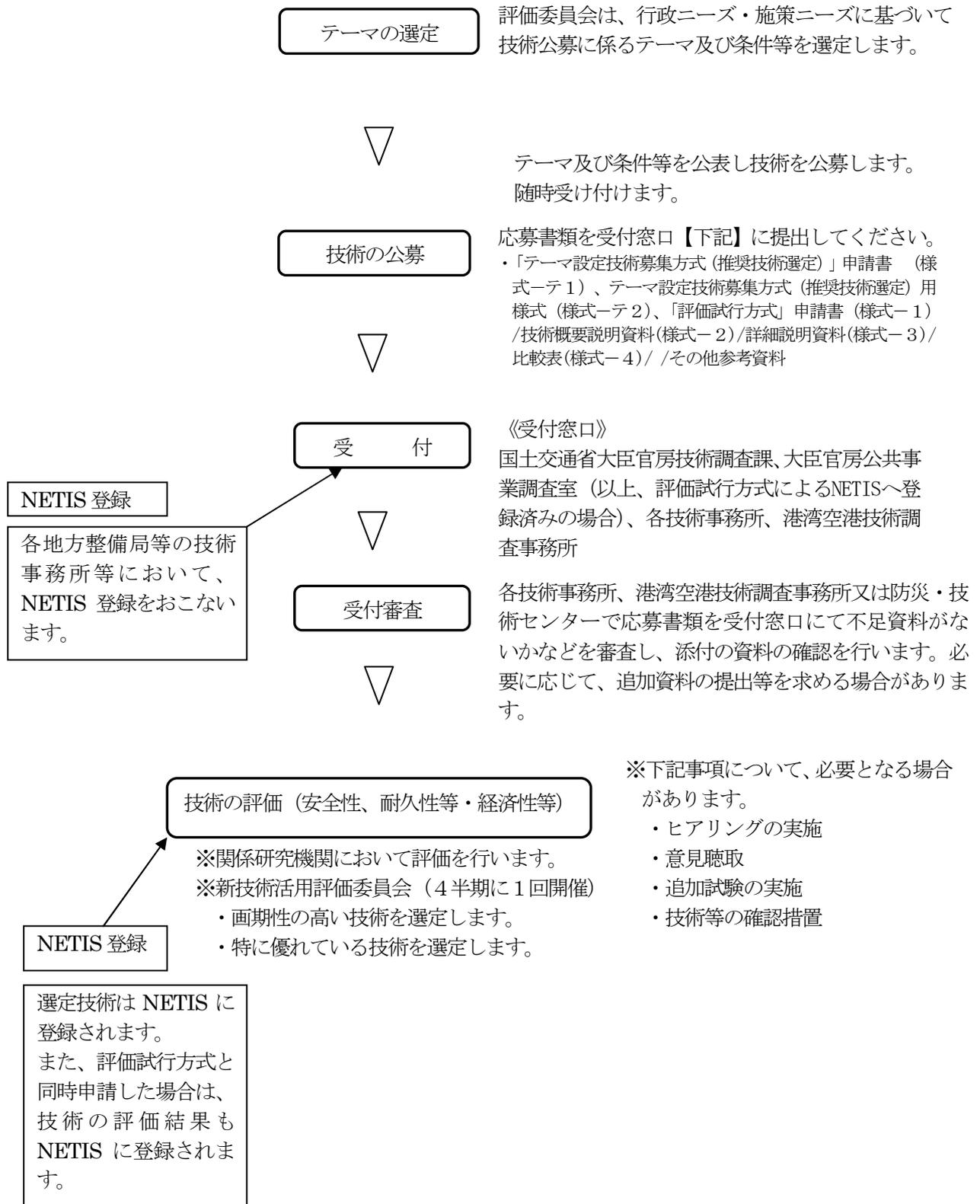
8) 設計条件

施工・適用現場の自然条件に係る適用条件、適用範囲を確認すること。

9) 安全性

施工中の災害発生可能性、または労働環境悪化等の安全性に関する効果及びその根拠を確認すること。

## テーマ設定技術募集方式（推奨技術選定） 応募から評価・選定まで



(別記-1)

## 資料受領通知はがき

本省へ郵送された応募資料については、資料受領の通知を応募者の窓口担当者(様式-テ1参照: 応募者が複数の場合は、代表する窓口担当者)宛通知しますので下記に示した内容のはがきを1枚同封してください。(記入は手書き(楷書)でもかまいません。)

郵便番号も忘れずに記入して下さい。

<table border="1"><tr><td data-bbox="304 819 451 943">切手貼附のこと</td><td data-bbox="512 819 764 920"><table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr></table> <p data-bbox="639 936 671 1442">窓 口 担 当 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	切手貼附のこと	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>									<p data-bbox="898 976 1342 1043">※裏面には何も記入しないでください。</p>
切手貼附のこと	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										

(表 面)

(裏 面)

別紙（公募テーマ）

分類	テーマ	例
<b>(1) 防災・安全</b> （地震・津波・高潮・噴火・洪水等の被害を軽減するための技術 交通事故・テロ等から国民を守るための技術 など）	公共建造物の防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的な堤防強化工法</li> <li>・ 既設建造物の耐震補強技術</li> <li>・ 耐震工法選定システム</li> <li>・ 建造物のリスクマネジメント技術</li> </ul>
	災害検知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂災害の発生検知システム</li> </ul>
	災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高揚程・大排出量ポンプ</li> <li>・ 河道閉塞時において、上流の水を下流に流せる、通水機能のある建造物</li> <li>・ ヘリ等で輸送可能な大型重機</li> <li>・ 急傾斜地崩壊対策事業等の防災工事における安全技術</li> </ul>
	事故・テロ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水中における物体の識別技術</li> <li>・ 汚染物質の回収処理技術</li> </ul>
<b>(2) 基盤再生・革新</b> （ストックを診断、解体、再生するための技術 など）	ストックの診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建造物の健全度を非破壊で検査可能な技術（地中状況探査技術）</li> <li>・ 非破壊検査・センシング技術</li> </ul>
	環境低負荷型解体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存建造物の解体・はつり技術</li> </ul>
	長寿命化技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会資本ストックの長寿命化技術（既存ストックの補修・補強、延命化技術）</li> </ul>
	ストックの維持・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会資本ストックの維持管理に要するコストを縮減する技術</li> <li>・ 道路標識等道路施設の清掃技術で、大幅な省力化が図れるもの</li> <li>・ 既存建造物の補修における最適化手法</li> <li>・ CO2排出量最小化のためのストックマネジメント技術</li> </ul>
<b>(3) 環境</b> （環境負荷の小さい地域社会を形成するための技術 自然環境・都市環境を再生・創造するための技術 など）	資源の循環・有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設廃棄物のリサイクル技術</li> <li>・ 樹木発生材、樹木選定材のリサイクル技術</li> <li>・ 浚渫土砂のリサイクル技術</li> <li>・ 流木等の処理と再資源化技術</li> <li>・ 道路、堤防等の除草の処理と再資源化技術</li> </ul>
	省エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設機械における使用エネルギー低減技術</li> </ul>
	水・物質循環の健全化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境の浄化技術（水質の浄化技術、土壌の浄化技術）</li> </ul>
	都市環境改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヒートアイランド対策技術</li> <li>・ 路面温度を低減できる舗装技術</li> <li>・ 環境影響評価技術</li> </ul>
	自然創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高架道路壁面、擁壁等の土木建造物の壁面への緑化技術</li> </ul>
	景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建造物や施設の修景技術</li> </ul>
その他	コスト縮減・省力化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来の塗装、塗装仕様を簡素化できる省力型塗装</li> <li>・ 非破壊検査・センシング技術</li> <li>・ 事業損失（家屋調査）に関わるシステム</li> <li>・ 工期短縮、コストダウンに資する施工法の開発</li> </ul>
	その他、公共工事等における画期的な技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長大橋梁等の設計支援技術</li> <li>・ 建設現場における安全対策技術</li> <li>・ 工事騒音・振動の低減技術</li> <li>・ 交差点部における渋滞対策としての立体化技術（工期短縮が図れる技術。高架よりアンダーパス）</li> <li>・ 積雪寒冷地における、画期的な冬期路面管理技術（つるつる路面対策）</li> <li>・ バリアフリーに対応した歩道除雪技術</li> <li>・ GIS（地理情報システム）活用技術</li> </ul>